

関自旅一第146号  
関自旅二第332号  
令和2年5月1日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長  
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を踏まえた道路運送法等の  
運用について

標記について、別添のとおり令和2年4月30日付け国自旅第40号により自  
動車局旅客課長から通達があったので了知されたい。

なお、管内関係団体に対して別紙のとおり通知したので申し添える。

国自旅第40号  
令和2年4月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長  
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を踏まえた道路運送法等の運用について

新型コロナウイルス感染症対策については、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大され、全国で感染予防対策を徹底し、新型コロナウイルスの感染拡大が一日も早く終息するよう、国として感染拡大の防止に全力を挙げて取り組んでいく必要がある。

このため、一時的かつ緊急的な措置として、道路運送法等において、令和2年5月末までの報告等を求めている各種手続きについては、できる限り柔軟な運用を行うこととし、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に最大限務めることとするので、地方運輸局等においては、運送事業者等より相談があった場合には、適宜適切に対応されたい。

また、本通知は、(公社)日本バス協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)全国個人タクシー協会、(一財)全国福祉輸送サービス協会、(一社)全国レンタカー協会宛て送付したので了知されたい。

